

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	福崎町 滞納管理システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福崎町は滞納管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福崎町長

公表日

平成31年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税等の徴収および滞納整理事務
	<p>地方税等の徴収および滞納整理事務とは地方税法等の法律に従い、地方税等の徴収を行うために納付対象者およびその関連者に対して、以下に記載された管理を行う事務を指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 滞納者の把握事務 納税者が保有する課税情報、滞納情報をはじめ、世帯情報、所得情報、資産情報、生活状況情報等を管理し、滞納整理を実施するための実態を把握する。 2. 督促催告事務 納期限までに完納しない納税者およびその関連者に対し、督促状や催告書を発送して納付を促す。 3. 納付交渉 納税者およびその関連者に対して文書、電話等により納付の交渉を行う。また、納付交渉を行った結果を経過記録として管理する。 4. 実態調査、財産調査事務 滞納者の滞納処分に必要な情報を取得したり、支払能力について把握したりするため、他機関に実態調査を行う。 5. 滞納処分事務 督促状や催告書による納付催告を行っても納付に応じない場合、財産調査の結果を受けて滞納者に対して差押、参加差押、交付要求等の滞納処分を行う。 6. 滞納処分停止事務 実態調査、および財産調査の結果、滞納処分が行えない場合に滞納処分の停止または即時消滅を行う。 7. 猶予事務 滞納者からの申請、交渉、実態調査等の結果により納付ができないと判断した場合、納付の猶予を行う。 8. 不納欠損事務 滞納整理の結果として、滞納処分の停止後3年経過、即時消滅、或いは時効による不納欠損処理を行い、町長決裁を行う。
②事務の概要	<p>滞納者の滞納処分に必要な情報を取得したり、支払能力について把握したりするため、他機関に実態調査を行う。</p> <p>5. 滞納処分事務 督促状や催告書による納付催告を行っても納付に応じない場合、財産調査の結果を受けて滞納者に対して差押、参加差押、交付要求等の滞納処分を行う。</p> <p>6. 滞納処分停止事務 実態調査、および財産調査の結果、滞納処分が行えない場合に滞納処分の停止または即時消滅を行う。</p> <p>7. 猶予事務 滞納者からの申請、交渉、実態調査等の結果により納付ができないと判断した場合、納付の猶予を行う。</p> <p>8. 不納欠損事務 滞納整理の結果として、滞納処分の停止後3年経過、即時消滅、或いは時効による不納欠損処理を行い、町長決裁を行う。</p>
③システムの名称	①滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)滞納管理特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務 <番号法別表第1> 上覧 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの <番号法別表第1> 上覧 30: 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である滞納整理業務において個人番号を利用する。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない]
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福崎町 税務課
②所属長の役職名	税務課長 尾崎 俊也
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福崎町 総務課 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1 Tel:0790-22-0560

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月22日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月22日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所